

発 刊 の 辞

下 山 憲 治

地方自治総合研究所監修による「地方自治関連立法動向」も2013年に第1集が発刊され、このたび、第4集を発刊するはこびとなった。

この地方自治関連立法動向を研究するねらいと意義は、第1集のときから変更はない。それは、地方自治総合研究所の最重要研究課題の1つである日本の地方自治制度の沿革を踏まえた地方自治法解釈を行うことである。その有用性と研究上の価値は、既刊の『地方自治法 I～V』および2000年改正に対応した『逐条研究地方自治法別巻 新地方自治法（上・下）』で示されている。

地方自治法および地方自治制度は、地方分権改革のもと、今も継続して変革期にある。特に、世界情勢を背景におきつつ、住民を取り巻く社会的・経済的状况の変化に対応し、組織法たる地方自治法を中心とした改革にとどまらず、義務付け・枠付けの削減、権限移譲など個別作用法に重点を置いて進められている。そして、法律レベルだけではなく、政省令、場合によっては通知レベルまでも射程に入れて、それが総体として、どのように地方自治制度および地方自治法へと影響を及ぼすのか、あるいは、及ぼしうるのか、持続的なウォッチが必要となる。

このような視角から、この第4集では、第190回国会（常会、2016年1月4日～6月1日）から第192回国会（臨時会、2016年9月26日～12月17日）までの3会期で制定改正された法律を対象としている。第191回国会（臨時会）は、7月10日に第24回参議院議員通常選挙が行われたのを受けて召集され、8月1日から8月3日までの3日間が会期として決定され、8月3日には、安倍内閣総理大臣は内閣改造を行い、第3次安倍第2次改造内閣が発足した。

第190回国会で成立した法案は、内閣提出法律案が54件、議員提出法律案が20件であった。そのうち、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」は、地方公共団体の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、地方公共団体に対する義務付けの緩和等を行うものである。これ以外にも、現時の政策を推進するため、「地域再生法の一部を改正する法律」と「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律」は、それぞれの区域・地域ごとの特例を定めるもので、地域への社会的・経済的影響も小さくない。

「地方税法等の一部を改正する等の法律」は、税源の偏在性を是正するための法人住民税の法人税割の税率の引下げ、地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止や認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税の法人税割と法人事業税の税額控除制度の創設を行うことなどを定めた。地方分権改革では、財源移譲の大きなテーマであるが、その点の議論や制度改革に向けた積極的な取り組みがなかなか見られない。

個別の地方自治関連法として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」は新たな給付制度の他、市町村の指導検査事務について「指定市町村事務受託法人」へ、また、給付費等の審査について国民健康保険団体連合会に委託できる仕組みを取り入れた。「児童福祉法等の一部を改正する法律」は、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、児童相談所

や市町村の体制の強化などをするもので、児童相談所の専門化などを図るため、専門職の配置を標準ないし参酌基準として定めた点に特徴がある。「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うため、成年後見制度の利用の促進等について定めるもので、地方自治体の役割も小さくない。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするもので、これからの自治体の取り組み方が注目される。

第192回国会で成立した法案は、内閣提出法律案が24件、議員提出法律案が17件であった。そのうち、消費税率の10%への引上げ時期を2019年10月1日に変更するとともに関連する税制上の措置等について所要の見直しを行ういわゆる「消費税法等改正案」が主要な議案の一つとされた。第4集においても、地方自治・地方財政との関連で、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」が取り扱われる。

今回は、前記のとおり、本資料集で取り上げる法律は割合少なめとなったが、この資料集が、従来と同様、地方自治に関心を持つ読者のお役に立ち、実り豊かな地方自治の展開に何らかの寄与ができれば幸いである。